

平成26年11月定例県議会

提出議案等一覧

及び

平成26年度11月補正

予算案の概要

島根県

第 4 4 7 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 等 一 覧

H 2 6 . 1 1 . 1 9 提 案 分

区 分		議 案 No	議 案 名									
議 案 (32件)	予 算 案 (1件)	1 2 6	平 成 2 6 年 度 島 根 県 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)									
	条 例 案 (6件)	1 2 7	<p>島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例 県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税義務者</td> <td>個人：毎年1月1日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の5%相当額(資本金の額により1千円～4万円)</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>個人：平成27年度から平成31年度分までの各年度分の均等割 法人：平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度の均等割</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年4月1日</p>	納税義務者	個人：毎年1月1日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人	税率	個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の5%相当額(資本金の額により1千円～4万円)	適用期間	個人：平成27年度から平成31年度分までの各年度分の均等割 法人：平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度の均等割			
	納税義務者	個人：毎年1月1日現在で、県内に住所がある個人 法人：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所等がある法人										
税率	個人：年500円(県民税均等割額年1,500円に500円を加算) 法人：均等割額の5%相当額(資本金の額により1千円～4万円)											
適用期間	個人：平成27年度から平成31年度分までの各年度分の均等割 法人：平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度の均等割											
	1 2 8	<p>島根県核燃料税条例 現行の核燃料税の適用期間が平成27年3月31日に終了することから、税収を安定的に確保するために課税客体や税率等を見直したうえで、適用期間を5年間延長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税義務者</td> <td>発電用原子炉の設置者</td> </tr> <tr> <td>課税客体</td> <td>価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td>価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1.7% (価額割：出力割 = 1 : 1) ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：41,100円 / 千Kw (3ヶ月) … 8.5%相当</td> </tr> <tr> <td>適用期間</td> <td>施行日から起算して5年間</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">施行日：規則で定める日</p>	納税義務者	発電用原子炉の設置者	課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業	課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力	税率	1.7% (価額割：出力割 = 1 : 1) ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：41,100円 / 千Kw (3ヶ月) … 8.5%相当	適用期間	施行日から起算して5年間
納税義務者	発電用原子炉の設置者											
課税客体	価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業											
課税標準	価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 出力割：発電用原子炉の熱出力											
税率	1.7% (価額割：出力割 = 1 : 1) ・ 価額割：8.5% ・ 出力割：41,100円 / 千Kw (3ヶ月) … 8.5%相当											
適用期間	施行日から起算して5年間											

区 分		議案No	議 案 名
条例案 つづき	1 2 9	<p>知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>次に掲げる所要の改正を行うもの</p> <p>①母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、父子福祉資金の繰上償還に係る申出の受理等の事務について、浜田市等に権限を追加移譲</p> <p>②児童福祉法に基づく事務のうち、小児慢性特定疾病医療費の支給に係る申請の受理、支給の認定等の事務について、松江市に権限を移譲</p> <p>③母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付に係る申請の受理等の事務について、川本町に権限を移譲</p> <p>④土地区画整理法に基づく事務のうち、土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理の事務について、出雲市に権限を移譲</p> <p>⑤農地法に基づく事務のうち、農地の転用の許可等の事務について、江津市に権限を移譲</p> <p>⑥「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う規定の整備</p> <p>⑦その他規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：①⑦公布の日 ②平成27年1月1日 ③④⑤平成27年4月1日 ⑥法施行日</p>	
	1 3 0	<p>島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例</p> <p>交通安全対策基本法の改正に伴い、島根県交通安全対策会議について、知事が必要と認めて任命する委員の規定を新設</p> <p>・委員数：5人以内</p> <p>・任 期：2年</p> <p style="text-align: right;">施行日：公布の日</p>	
	1 3 1	<p>児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例</p> <p>次に掲げる条例における用語の改正等の規定の整理</p> <p>・島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 外2件</p> <p style="text-align: right;">施行日：平成27年1月1日</p>	
	1 3 2	<p>島根県営住宅条例の一部を改正する条例</p> <p>次に掲げる所要の改正を行うもの</p> <p>①県営住宅設置のための所要の改正</p> <p>・設置する団地の名称：川北天神団地（出雲市）</p> <p>②マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理</p> <p style="text-align: right;">施行日：①規則で定める日 ②改正法施行日又は条例の公布日のいずれか遅い日</p>	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 (25件)	1 3 3	公の施設の指定管理者の指定について（県立しまね海洋館） ・指定する相手方：公益財団法人しまね海洋館 ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 4	公の施設の指定管理者の指定について（県立男女共同参画センター） ・指定する相手方：公益財団法人しまね女性センター ・指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 3 5	公の施設の指定管理者の指定について（県立島根県民会館） ・指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 6	公の施設の指定管理者の指定について（県立美術館） ・指定する相手方：株式会社SPSしまね ・指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 3 7	公の施設の指定管理者の指定について（島根県芸術文化センター） ・指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 8	公の施設の指定管理者の指定について（県立三瓶自然館及びその附属施設） ・指定する相手方：公益財団法人しまね自然と環境財団 ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 3 9	公の施設の指定管理者の指定について（県立東部総合福祉センター） ・指定する相手方：アイカム株式会社 ・指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 0	公の施設の指定管理者の指定について（県立西部総合福祉センター） ・指定する相手方：浜田ビルメンテナンス株式会社 ・指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 1	公の施設の指定管理者の指定について（県立はつらつ体育館） ・指定する相手方：株式会社島根東亜建物管理 ・指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 2	公の施設の指定管理者の指定について（県立宍道湖自然館） ・指定する相手方：公益財団法人ホシザキグリーン財団 ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 4 3	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業交流会館） ・指定する相手方：一般財団法人くにびきメッセ ・指定する期間：平成27年4月1日から8年間	

区 分		議案No	議 案 名
一 般 事件案 つづき	1 4 4	公の施設の指定管理者の指定について（県立産業高度化支援センター） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね産業振興財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 5	公の施設の指定管理者の指定について（県立浜山公園） ・ 指定する相手方：特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 6	公の施設の指定管理者の指定について（県立石見海浜公園） ・ 指定する相手方：株式会社I S P ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 7	公の施設の指定管理者の指定について（県立万葉公園） ・ 指定する相手方：大畑建設株式会社 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 8	公の施設の指定管理者の指定について（県立武道館、県立石見武道館など） ・ 指定する相手方：公益財団法人島根県体育協会 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 4 9	公の施設の指定管理者の指定について（県立青少年の家） ・ 指定する相手方：北陽ビル管理株式会社 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 5 0	公の施設の指定管理者の指定について（県立八雲立つ風土記の丘） ・ 指定する相手方：公益財団法人しまね文化振興財団 ・ 指定する期間：平成27年4月1日から8年間	
	1 5 1	公の施設の指定管理者の指定について（県立古墳の丘古曾志公園） ・ 指定する相手方：株式会社M I しまね ・ 指定する期間：平成27年4月1日から5年間	
	1 5 2	当せん金付証票の発売について 島根県内において発売する当せん金付証票（宝くじ）の発売限度額の設定 ・ 平成27年度発売総金額 55億円以内	
	1 5 3	隠岐広域連合規約の一部の変更について ①フェリー「くにが」代替船建造に対する隠岐汽船株式会社への資金貸付及び償還に関する事務の廃止 ②児童福祉法の改正に伴う施設の名称の変更 ・ 変更前：知的障害児施設 ・ 変更後：福祉型障害児入所施設 施行日：総務大臣の許可を受けた日	

区 分		議案No	議 案 名														
一 般 事件案 つづき	1 5 4	権利の放棄について 石央農用地等保有対策事業資金貸付金に係る債権の請求権の放棄 ・債務者：公益財団法人しまね農業振興公社 ・償還免除額：467,305,000円															
	1 5 5	契約の締結について 出雲工業高等学校（機械・電気科実習棟）整備（建築）工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：745,200,000円 工期：平成27年12月25日 契約の相手方：中筋組・浜村建設・出雲グリーン工業特別共同企業体 施工場所：出雲市上塩冶町地内															
	1 5 6	契約の締結について 島根県漁業取締船「せいふう」代船建造工事 契約の方法：一般競争入札 契約金額：1,447,200,000円 工期：平成28年3月22日 契約の相手方：三菱重工業株式会社															
	1 5 7	変更契約の締結について 一般県道柿木津和野停車場線中座工区社会資本整備総合交付金（改良）事業に伴うJR山口線船平山・津和野間59K867M付近跨線橋新設工事 変更契約金額：655,559,000円（69,821,000円増額） 工期：平成28年3月末日 契約の相手方：西日本旅客鉄道株式会社 施工場所：鹿足郡津和野町中座地内															
報 告 (2件)	報告21	専決処分事件の報告について（変更契約の締結） 県防災行政無線幹線系拡充整備工事 5,151,932,040円（24,699,600円増額）															
	報告22	専決処分事件の報告について（損害賠償） 17件 <table border="0"> <tr> <td>・所持品損傷事故</td> <td>2件</td> <td>賠償額合計</td> <td>16,632円</td> </tr> <tr> <td>・車両損傷事故</td> <td>3件</td> <td>賠償額合計</td> <td>186,879円</td> </tr> <tr> <td>・交通事故</td> <td>6件</td> <td>賠償額合計</td> <td>490,186円</td> </tr> <tr> <td>・落石事故等</td> <td>6件</td> <td>賠償額合計</td> <td>566,600円</td> </tr> </table>	・所持品損傷事故	2件	賠償額合計	16,632円	・車両損傷事故	3件	賠償額合計	186,879円	・交通事故	6件	賠償額合計	490,186円	・落石事故等	6件	賠償額合計
・所持品損傷事故	2件	賠償額合計	16,632円														
・車両損傷事故	3件	賠償額合計	186,879円														
・交通事故	6件	賠償額合計	490,186円														
・落石事故等	6件	賠償額合計	566,600円														

平成26年度11月補正予算案について

1 概要

11月補正予算は、国の交付金の内示に伴い補正を要するもの等について措置し、総額**28億円**を計上することとした。

(1) 補正項目

- 医療介護総合確保促進基金の積立 1, 397百万円
 - ・ 国の交付金の内示を受け、医療・介護サービスの総合的な確保のための財源を県の基金に積み立て

- 医療・介護サービスの提供体制の整備（国基金事業） 1, 397百万円
 - ・ 上記基金を活用し医療従事者の確保や在宅医療の普及拡大、医療連携の推進等に向けた施設・設備整備費助成等を実施

- 石央農用地等保有対策事業資金貸付金の償還免除に伴う財源の補正
 - ・ 公益財団法人しまね農業振興公社が所有する、石央第一区域畜産基地の跡地が浜田市に売却されることを受け、同基地の造成等のため県が公社に貸し付けた貸付金（508百万円）のうち、売却代金を除く部分（467百万円）について償還免除することに伴い、貸付金元利収入を減額し、同額を一般財源で措置

(2) 繰越明許費の設定

- 公共事業などに係る平成26年度から平成27年度への繰越限度額の設定 14, 089百万円

(3) 債務負担行為の設定

○ 公の施設の指定管理料などに係る債務負担行為の設定

(追加分)	20,083百万円
・ 公の施設の指定管理料	17,422百万円
・ 道路、空港の維持管理業務	2,621百万円
 (変更分)	 100百万円
・ 社会資本整備総合交付金事業	100百万円

※ 債務負担行為とは、地方公共団体が翌年度以降に債務を負担することについて、その原因となる事項、期間及び限度額を予算の内容として定めておくもの

2 平成26年度一般会計歳入歳出予算

9月補正後予算額	①	5,312億円
11月補正予算額	②	28億円
11月補正後予算額	①+②	5,340億円

* 対前年度同期比 94.3%
【参考】平成25年度11月補正後予算額 5,664億円

3 財源

(1) 国交付金	9億円
(2) 特定目的基金の取崩し	14億円
(3) 繰越金	9億円
(4) 貸付金元利収入	▲4億円
合 計	28億円

補 正 項 目

(単位:千円)

新 規	事 業 名	予 算 額	説 明	所 管 課
	医療介護総合確保促進 基金の積立 (国基金事業)	1,397,090	国の交付金の内示を受け、地域における 医療・介護サービスの総合的な確保のため の財源を医療介護総合確保促進基金に積み 立て [負担割合] 国2/3、県1/3	健康福祉部 [医療政策課]
	医療介護総合確保促進 事業 (国基金事業)	1,397,090	上記の基金を活用し、医療機関等への施 設・設備整備費助成等を実施 ①医療従事者の確保 ・勤務環境改善のための院内保育所、医 師仮眠室・休憩室、看護師宿舎等の整 備 ・産科医師の負担軽減のための院内助産 所・助産師外来の整備 ・魅力ある病院づくりのための先駆的な 取組の支援 など ②在宅医療の普及拡大 ・在宅医療・介護の機能や情報を集約す る地域在宅医療支援センターの整備 ・訪問看護ステーションの整備 ・訪問診療用機器・車両等の整備 など ③医療連携の推進・病床機能の転換 ・まめネットの機能充実 ・病院ヘリポート等の整備 ・地域包括ケア病棟等の整備 など	健康福祉部 [医療政策課] [健康推進課] [薬事衛生課]

(単位:千円)

新規	事業名	予算額	説明	所管課
	石央農用地等保有対策事業資金貸付金の償還免除に伴う財源の補正	財源更正 ^(注1)	公益財団法人しまね農業振興公社が所有する、石央第一区域畜産基地建設事業 ^(注2) により造成した農用地(元谷団地)の跡地が浜田市に売却されることを受け、同基地の造成等のため県が公社に貸し付けた貸付金のうち、売却代金を除く部分について償還免除し、財源を補正	農林水産部 [農畜産振興課]
<p style="text-align: center;">島根県</p> <p>508,144千円 (貸付金) ↓ ↑ 40,839千円 (貸付金償還) 467,305千円 (貸付金償還免除)</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 しまね農業振興公社</p> <p style="text-align: right;">← 40,839千円 (土地評価額-建物撤去費用) 浜田市</p>				
[財源更正の内容]				
		予算額	財源内訳	
			貸付金 元利収入	一般財源
補正前	508,144	508,144	0	
補正後	508,144	40,839	467,305	
<p>(注1) 財源更正とは、歳出予算額に変更がなく、その歳出の財源(歳入)の内訳を変更すること。</p> <p>(注2) 石央第一区域畜産基地建設事業の経緯</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 石見地域の畜産振興を目的に、国の事業を県が活用し農業振興公社に土地を先行取得させた上で、土地を造成。 2. 造成後の土地は、事業参加者(金城畜産協同組合)へ売却する予定であったが、事業者の経営破たんにより売却できず。 3. 組合の事業は、畜産開発事業団が継承することとなったが、事業団にも土地を購入する資力がなかったため、公社に対しては、土地が売却できるまでの間、県が土地取得費相当の貸付を行うこととした。 4. その後、事業団は所期の目的を達成し解散したため、公社が引き続き土地を所有し、売却先を探していた。 5. この度、浜田市から、農業団地の確保など浜田地域の農業振興のため同土地を活用したいとの申し出があったため、同市に土地を売却するとともに、県と公社の間の貸付金を清算することとした。 				

平成26年度11月補正予算 科目別・目的別内訳一覧表
(一般会計)

(単位:千円)

区 分	H26年度			H25年度	対前年度比 (A)/(B)	構 成 比		
	現 計	11月補正	計(A)	11月現計(B)		H26	H25	
歳 入								
1. 県 税	56,627,723		56,627,723	55,750,746	101.6%	10.6%	9.8%	
2. 地方消費税清算金	14,792,151		14,792,151	13,576,326	109.0%	2.8%	2.4%	
3. 地方譲与税	14,290,000		14,290,000	11,828,000	120.8%	2.7%	2.1%	
4. 地方特例交付金	160,000		160,000	169,000	94.7%	0.0%	0.0%	
5. 地方交付税 " (含臨時財政対策債)	183,316,000 (214,689,000)		183,316,000 (214,689,000)	182,166,000 (216,789,000)	100.6% (99.0%)	34.3% (40.2%)	32.2% (38.3%)	
6. 交通安全対策特別交付金	230,000		230,000	250,000	92.0%	0.0%	0.0%	
7. 分担金及び負担金	2,404,961		2,404,961	2,140,208	112.4%	0.5%	0.4%	
8. 使用料及び手数料	3,045,844		3,045,844	2,468,991	123.4%	0.6%	0.4%	
9. 国庫支出金	73,554,061	931,393	74,485,454	94,710,776	78.6%	13.9%	16.7%	
10. 財産収入	1,365,462	5,270	1,370,732	1,694,879	80.9%	0.3%	0.3%	
11. 寄附金	235,300		235,300	80,353	292.8%	0.0%	0.0%	
12. 繰入金	26,074,667	1,397,090	27,471,757	29,875,241	92.0%	5.1%	5.3%	
13. 繰越金	3,083,246	927,732	4,010,978	4,428,667	90.6%	0.8%	0.8%	
14. 諸収入	82,283,126	▲ 467,305	81,815,821	87,481,661	93.5%	15.3%	15.5%	
15. 県 債 " (除臨時財政対策債)	69,717,600 (38,344,600)		69,717,600 (38,344,600)	79,775,900 (45,152,900)	87.4% (84.9%)	13.1% (7.2%)	14.1% (8.0%)	
合 計	531,180,141	2,794,180	533,974,321	566,396,748	94.3%	100.0%	100.0%	

歳 出								
1. 議会費	1,062,977		1,062,977	1,021,369	104.1%	0.2%	0.2%	
2. 総務費	28,939,293		28,939,293	30,243,271	95.7%	5.4%	5.3%	
3. 民生費	53,984,592		53,984,592	53,787,842	100.4%	10.1%	9.5%	
4. 衛生費	19,665,110	2,794,180	22,459,290	22,643,532	99.2%	4.2%	4.0%	
5. 労働費	3,902,210		3,902,210	4,215,899	92.6%	0.7%	0.8%	
6. 農林水産業費	39,636,405		39,636,405	46,418,557	85.4%	7.4%	8.2%	
7. 商工費	77,753,539		77,753,539	82,509,255	94.2%	14.6%	14.6%	
8. 土木費	75,277,929		75,277,929	83,903,552	89.7%	14.1%	14.8%	
9. 警察費	21,442,420		21,442,420	21,625,910	99.2%	4.0%	3.8%	
10. 教育費	94,376,173		94,376,173	92,543,439	102.0%	17.7%	16.3%	
11. 災害復旧費	12,212,453		12,212,453	24,571,751	49.7%	2.3%	4.3%	
12. 公債費	86,726,384		86,726,384	87,390,760	99.2%	16.3%	15.4%	
13. 諸支出金	15,900,656		15,900,656	15,221,611	104.5%	3.0%	2.7%	
14. 予備費	300,000		300,000	300,000	100.0%	0.0%	0.1%	
合 計	531,180,141	2,794,180	533,974,321	566,396,748	94.3%	100.0%	100.0%	

平成26年度11月補正予算 性質別経費内訳一覧表
(一般会計)

(単位:千円)

区 分	H26年度			H25年度	対前年度比較 (A)／(B)	構 成 比	
	現 計	11月補正	計(A)	11月現計(B)		H26	H25
1. 義務的経費	244,417,915		244,417,915	240,447,643	101.7%	45.7%	42.5%
(1) 人件費	121,851,975		121,851,975	118,287,367	103.0%	22.8%	20.9%
(2) 公債費	86,563,500		86,563,500	87,284,753	99.2%	16.2%	15.4%
(3) 扶助費	36,002,440		36,002,440	34,875,523	103.2%	6.7%	6.2%
2. 普通建設事業費	104,188,416	988,767	105,177,183	121,617,483	86.5%	19.7%	21.4%
(1) 補助事業費	60,218,139	988,767	61,206,906	74,920,733	81.7%	11.5%	13.2%
(2) 単独事業費	32,187,531		32,187,531	35,873,319	89.7%	6.0%	6.3%
(3) 直轄事業負担金	8,459,951		8,459,951	7,592,095	111.4%	1.6%	1.3%
(4) 同級他団体事業負担金	5,500		5,500	5,400	101.9%	0.0%	0.0%
(5) 受託事業費	3,317,295		3,317,295	3,225,936	102.8%	0.6%	0.6%
3. 災害復旧事業費	11,805,277		11,805,277	24,331,039	48.5%	2.3%	4.3%
(1) 補助事業費	11,531,277		11,531,277	23,611,410	48.8%	2.2%	4.2%
(2) 単独事業費	274,000		274,000	719,629	38.1%	0.1%	0.1%
(3) 直轄事業負担金	0		0	0	—	0.0%	0.0%
(4) 受託事業費	0		0	0	—	0.0%	0.0%
4. 補助費等	65,182,338	407,968	65,590,306	61,983,859	105.8%	12.3%	10.9%
5. 貸付金	74,875,249		74,875,249	82,082,643	91.2%	14.0%	14.5%
6. その他	30,710,946	1,397,445	32,108,391	35,934,081	89.4%	6.0%	6.4%
合 計	531,180,141	2,794,180	533,974,321	566,396,748	94.3%	100.0%	100.0%

県 予 算 規 模 の 推 移

(単位：百万円)

年度	当 初		6月補正		9月補正	11月補正 (～H24：12月補正)	2月補正	そ の 他	最終専決後
	(◎骨格)	対前年 当初比		前年比					
7	◎ 535,929	▲ 0.1	17,237 (内経済対策 7,161)	3.1	16,053 (内経済対策 9,869) (内災害復旧 4,192)	1,340 (内給与 1,340)	▲22,547	10/31 43,055 (経済対策 臨時議会)	597,329
8	559,089	(4.3) * 1.1			8,842	1,695 (内給与 1,695)	4,890	10/ 8 792 12/19 50 (衆院選挙、上水道)	577,402
9	603,468	7.9			12,000 (内災害復旧 8,126)	1,679 (内給与 1,679)	▲5,863	2/16 4,453 (臨時議会)	612,375
10	639,430	6.0	44,955 (内経済対策 45,964)		4,665 (内経済対策 4,205)	47,884 (内経対45,734) (内給与 1,050)	▲6,908 (内経済対策 702)	10/15 1,200 (災害復旧)	730,209
11	◎634,415	▲ 0.8	23,101	2.8	11,465	36,973 (内経対37,670) (内給与▲1,483)	1,195 (内経済対策 6,779)		708,415
12	643,823	(1.5) *▲2.1			11,697 (内経済対策 3,835)	27,786 (内経対26,720) (内給与▲1,172)	▲1,457 (内経済対策 4,963)	10/23 403 (震災対策)	679,977
13	665,250	3.3			4,546	4,647 (内緊急雇用創出 3,600)	▲ 965 (内経済対策 22,263)	8/ 2 109 (漁業対策)	674,343
14	642,760	▲ 3.4			6,856	30	▲10,811 (内経済対策 12,733)		638,458
15	◎626,909	▲ 2.5	2,995	▲ 2.0	7,900		▲31,882	10/10 866 (衆院選挙)	604,649
16	605,741	(▲3.4) *▲3.8			▲1,315	1,041	▲18,512		585,474
17	553,973	▲ 8.5			▲1,562		▲ 2,008	8/ 8 850 (衆院選挙)	554,186
18	523,261	▲ 5.5			1,863	4,508	▲ 4,691	7/31 13,529 (豪雨災害)	538,243
19	◎510,731	▲ 2.4	5,916	▲ 1.3	663	3,691	▲13,974		507,797
20	501,199	(▲1.9) *▲3.0	3,288	▲ 2.4	1,515	2,619 (経済対策)	① 23,195 (内経済対策 23,127) ②▲16,703	3/24 15 (強風災害)	516,262
21	527,070 (内経対8,335)	5.2	45,403 (経済対策)	13.5	15,635 (内経済対策 8,827)	1,399 (内経済対策 485)	① 26,516 (内経済対策 25,974) ②▲20,870 (内経済対策 5,921)		598,032
22	535,493 (内経対 25,706)	1.6	200	▲ 6.4	4,864 追加提案(経対) 4,044	440 (内経対 434) 追加提案 15,741 (内経対15,541)	① 267(除雪) ② 2,754 (内経済・緊急対策 6,929) ③▲20,132	8/9 31 (口蹄疫) 8/23 1,568 (土砂災害)	552,554
23	532,225 (内経済・緊急対策 27,630)	▲ 0.6	6,298 (内経済対策 6,057)	0.5	2,913 (内経済・緊急対策 767)	2,775 (内経対 2,250) 追加提案 9,144 (内経対 9,138)	① 7,087 (内経対714) ②▲21,034		541,312
24	527,651	▲ 0.9	1,100	▲ 1.7	3,159	431 追加提案① 673 ② 5,363 (内経対 4,194) ③ 2,572 (内経対 2,572)	① 30,075 (内経対 31,325) ②▲25,273	5/14 390 (雇用基金等)	543,693
25	531,157	0.7	558	0.5	①災害援護資金等81 ② 32,509 (内災害復旧 24,856)	1,150	① 11,359 (内経対 13,530) ②▲38,451	7/3 42 (風しん抗体検査) 8/29 900 (8月大雨災害)	538,588
26	527,234	▲ 0.7	369	▲ 0.8	3,577	2,794			

(注) 1. 当初予算欄の◎は、統一地方選挙を控えた「骨格予算」 2. 対前年当初比欄の*は、対前年度6月補正後予算対比
3. 6月補正の前年比は、対前年度当初予算対比(ただし、平成20～26年度は対前年度6月補正予算後対比)
4. 平成25年3月29日島根県告示第231号により定例県議会招集月を12月から11月に変更したため11月補正に改称